

## オーストラリア議会提出 CPRS 関連法案について

平成 21 年 6 月 1 日

平成 21 年 8 月 18 日改訂

環境省市場メカニズム室

2008 年 2 月 6 日、ワン気候変動・水大臣が、新政権の温暖化政策についての演説を行い、その中核として国内排出量取引制度（炭素汚染削減制度：CPRS）を位置付けた。

2009 年 3 月 17 日、オーストラリア政府は CPRS 法案の草案を公表。4 月 14 日を期限として意見募集がなされた。

同年 5 月 4 日、ワン気候変動・水大臣は CPRS の開始を 1 年遅らせ、2011 年 7 月からとする旨発表するとともに、CPRS に、世界不況への対応策を盛り込んだ。

同年 5 月 14 日、オーストラリア政府は、当該対応策を盛り込んだ CPRS 関連法案を議会に提出した。

同年 6 月 4 日、同法案は議会上院を通過した<sup>1</sup>。

同年 6 月 15 日、上院の経済常設委員会（Senate Standing Committee on Economics）は、上院に対し、CPRS 法案の可決を勧告する旨の報告書を公表した<sup>2</sup>。

一方、同日付で、上院の気候政策特別委員会（Senate Select Committee on Climate Policy）は、CPRS 法案の経済影響評価を見直し、メタン回収事業の推進、州政府のエネルギー政策の促進に係る規定を盛り込む等の措置を講じない限り、CPRS 法案を政府原案通り可決すべきではないとする報告書を提出した<sup>3</sup>。

同年 8 月 13 日、CPRS 法案に係る議会上院の採決が行われ、30 対 42 で否決された<sup>4</sup>。

ワン気候変動・水大臣は、今後も CPRS 法案の成立に向けて取り組むことを表明している<sup>5</sup>。

以下、議会に提出された CPRS 関連法案の概要を取りまとめる。

### 1. 2009 年 5 月 14 日 オーストラリア議会提出 CPRS 関連法案のリスト

今般、オーストラリア議会に提出された関連法案は、以下のとおり<sup>6</sup>。

- a. the Carbon Pollution Reduction Scheme Bill 2009
- b. the Carbon Pollution Reduction Scheme (Consequential Amendments) Bill 2009
- c. the Carbon Pollution Reduction Scheme (Charges-General) Bill 2009
- d. the Carbon Pollution Reduction Scheme (Charges-Customs) Bill 2009
- e. the Carbon Pollution Reduction Scheme (Charges-Excise) Bill 2009

<sup>1</sup> <http://www.environment.gov.au/minister/wong/2009/tr20090604.html>

<sup>2</sup> [http://www.aph.gov.au/Senate/committee/economics\\_ctte/cprs\\_2\\_09/report/index.htm](http://www.aph.gov.au/Senate/committee/economics_ctte/cprs_2_09/report/index.htm)

<sup>3</sup> [http://www.aph.gov.au/Senate/committee/climate\\_ctte/report/index.htm](http://www.aph.gov.au/Senate/committee/climate_ctte/report/index.htm)

<sup>4</sup> <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;adv=:db=CHAMBER;group=:holdingType=:id=chamber%2Fhansards%2F2009-08-13%2F0049;orderBy=:page=:query=Id%3A%22chamber%2Fhansards%2F2009-08-13%2F0039%22;querytype=:rec=:resCount=>

<sup>5</sup> <http://www.environment.gov.au/minister/wong/2009/tr20090816.html>

<sup>6</sup> <http://www.climatechange.gov.au/emissionstrading/legislation/index.html>

- f. the Carbon Pollution Reduction Scheme (CPRS Fuel Credits) Bill 2009
- g. the Carbon Pollution Reduction Scheme (CPRS Fuel Credits) (Consequential Amendments) Bill 2009
- h. the Customs Tariff Amendment (Carbon Pollution Reduction Scheme) Bill 2009
- i. the Excise Tariff Amendment (Carbon Pollution Reduction Scheme) Bill 2009, and
- j. the Australian Climate Change Regulatory Authority Bill 2009.

## 2. CPRS 法案の概要

2009年3月17日から4月14日まで意見募集手続に付された CPRS 法案は、2008年12月15日に公表されたオーストラリア政府のホワイトペーパー<sup>7</sup>を元に策定されているが、世界不況への対応策等、変更が加えられている。

キャップ設定期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2011-12年(会計年度)から2014-15年の4年間を制度期間とする。</li> <li>• 制度期間初年となる2011-12年においては、GHG排出に対していかなるキャップも課されない。</li> <li>• 2012-13年から2014-15年までの3年間については、割当総量に応じたキャップを設定する。</li> </ul>
遵守期間	7月1日から翌年6月30日までの一年間(会計年度と同じ)。
対象ガス	京都議定書で規定されている温室効果ガス(CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、SF <sub>6</sub> 、HFCs、PFCs)
割当総量	担当大臣は、2012-13年から2014-15年の3年間における割当総量を2010年7月1日までに設定するため、あらゆる合理的な手段を行使する。
対象とカバレッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象となるのは約1000社で、オーストラリアの排出量の75%をカバー。</li> <li>• 原則、年間排出量が25,000 t-CO<sub>2</sub>e以上の大規模排出者が対象。 川上割当－固定発生源のうち小口排出者向け燃料供給者、運輸部門 川下割当－固定発生源のうち年間排出量が25,000 t-CO<sub>2</sub>eを超える直接排出者、 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ガス漏洩分(石油やガスの抽出・加工過程などにおける排出)のうち年間排出量が25,000 t-CO<sub>2</sub>e以上の直接排出者、</li> <li>－ 工業プロセス(燃料の燃焼を除く化学反応による排出。SF<sub>6</sub>、HFCs、PFCsを含む。)のうち年間排出量が25,000 t-CO<sub>2</sub>e以上の直接排出者、</li> <li>－ 廃棄物部門は、農村地域では25,000 t-CO<sub>2</sub>e以上、また廃棄物埋立施設がその他の廃棄物埋立施設と隣接している場合(距離は法令で決定される予定)は10,000 t-CO<sub>2</sub>e以上の直接排出者</li> </ul> </li> </ul>

<sup>7</sup> 環境省市場メカニズム室作成「オーストラリア ホワイトペーパー(2008年12月15日公表)概要」を参照のこと。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 森林部門は、再植林のみが対象。農業部門は開始時点ではカバーされない。</li> <li>• 2008年7月1日以前に廃棄された廃棄物（「遺産廃棄物」）からの排出は対象外。但し、これら廃棄物からの排出は、廃棄物処理施設の順守義務対象基準としてカウント対象となる。</li> <li>• 廃棄物処理施設に関して遵守義務を負う施設は、施設があらかじめ定められた種類と同様の廃棄物を受け入れており、その中の施設の一つが、前の会計年度において少なくとも 25,000 t-CO<sub>2</sub>e 排出している場合である。</li> </ul>
<p>排出枠の割当方法 （世界不況への対策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度開始後 4 年間は、排出枠（AEU）の一律価格による有償割当を行う。AEU の価格は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2011-12 年については、発行されるすべての排出枠について 1 単位あたり A\$10。ここで得られる AEU をバンキングすることはできない。</li> <li>- 2012 年以降の 4 年間は、1 単位あたり A\$40（2010-11 年物価指数価格）の価格上限を設ける。この価格を支払えば、AEU の追加的割当を無制限に受けられる。</li> </ul> </li> <li>• その他の部門は、以下の場合を除き、オークションで排出枠の交付を受ける。</li> <li>• 制度開始当初は、排出量が多く国際競争下にある産業（EITE 産業）に AEU を無償割当。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- EITE 産業のうち特に影響の大きい産業部門に 90%の無償割当。</li> <li>- EITE 産業のうち影響がさほど大きくない産業部門に 60%の無償割当。</li> </ul> </li> <li>• 制度実施後 1 年間に限り、EITE 産業に対して以下の支援措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- EITE 産業のうち特に影響の大きい産業部門に対し、追加的に 5%分の無償割当を実施。これにより、初年度については、当該部門に 95%の無償割当が行われる。</li> <li>- EITE 産業のうち影響がさほど大きくない産業部門に対し、追加的に 10%分の無償割当を実施。これにより、初年度については、当該部門に 66%の無償割当が行われる。</li> </ul> </li> <li>• EITE 産業への無償割当は、毎年 1.3%の割合で減少。（ホワイトペーパーの内容に対応）</li> <li>• 石炭火力発電所には移行支援がある。</li> <li>• 再植林活動主体のうち炭素隔離権をもつ者に対して、再植林の認定書に記載された量の AEU を無償割当。</li> <li>• 人工的な温室効果ガスの破壊活動主体に対して人工的な温室効果ガ</li> </ul>

	<p>ス破壊活動の認定書に記載された量の AEU を無償割当。</p>
<p>EITE 産業と石炭火力発電事業者に対する配慮措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2011-12 年における取引は限定的と見込まれるため、排出量が多く国際競争下にある産業部門 (EITE 産業) と石炭燃焼による発電事業者は無償で割り当てられた AEU に関して、2011 年 7 月 15 日から 2012 年 12 月 1 日の間、気候変動規制当局は、これら事業者の要望に応じて、保有する AEU を買い取ることができる。</li> <li>• このときの買取価格には、1 t-CO<sub>2e</sub> 当たり A\$10 から買取時の現在価値に対応した係数を減じた額が適用される。この無償割当の AEU には以下のような制限がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2011-12 年に限り償却可能。</li> <li>- 過剰償却を行っても、キャリーオーバーは認められない。</li> <li>- 2012 年 12 月 15 日までに償却されなかった AEU は当局によって取り消される。</li> <li>- この AEU の自主的な取消はできない。(無償割当分のみならず 2011-12 年に発行されたすべての AEU に関して適用)</li> </ul> </li> </ul>
<p>排出枠の償却</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2011 年 7 月 1 日より償却を開始。</li> <li>• 制度対象者は、10 月 31 日までに、排出量を気候変動規制庁に報告しなければならない。</li> <li>• 制度対象者は、12 月 15 日までに、前年度の排出量に相当する排出枠を償却しなければならない。これ以降のいかなる償却も認められない。</li> <li>• 再植林活動主体に関しては、活動開始から 1 年以上 5 年以内に最初の報告書を提出、次の報告書も 1 年以上 5 年以内の提出義務。</li> </ul>
<p>排出枠償却時におけるクレジットの提出制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 京都メカニズムクレジットに関して、繰越制限を越えるクレジットは提出不可。</li> <li>• 京都メカニズムクレジット以外の外部 (国際) クレジットの提出制限に関しては法令で規定される。</li> <li>• 一部の RMU と ERU は開始当初 3 年間は提出不可。</li> </ul>
<p>排出量取引の管理全般 (定期的なレビューなど)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動規制庁が制度全般を運営</li> <li>• 政府から独立した諮問委員会が 5 年ごとにレビューを実施。委員は大臣から任命された、経済・法・産業界・気象科学などの分野の専門家からなる 5 名 (座長を含む) で構成され、任期は最大 5 年。</li> <li>• 最初のレビューは 2014 年 6 月 30 日までに終了。</li> <li>• レビュー後、諮問委員会は気候変動・水省の大臣に報告書を提出。大臣は報告書を受け取ってから議会会期日 15 日以内に報告書を議会の審議に付さなければならない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書が政府に対する提案を含む場合は、政府は可能な限り迅速に対応し、報告書提出6ヶ月以内に政府の対応結果を議会の審議に付さなければならない。</li> </ul>
情報・遵守管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動規制庁が制度参加主体によって提出された文書の情報収集。</li> <li>規則により、制度参加主体は情報を記録・保管することが求められる。記録にはクレジット振替番号（排出源の特定の際に使用）を記載する必要がある。</li> <li>気候変動規制庁は調査官を任命する。調査官は設備管理者の同意の下、または監視令状に基づき立入検査を行う権限を有する。</li> <li>気候変動規制庁は制度参加主体の情報をデータベースに保管し、操業に関する情報を公開。</li> </ul>
費用緩和措置（排出枠価格の固定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度開始後4年間は上限価格を設ける。</li> <li>量的無制限のバンキングを認める。</li> <li>ボローイングは次年度排出枠の5%以内で認める。</li> </ul>
ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループで参加する場合は、実際に支配権を持つ主体が課徴金の支払い義務を負う。</li> <li>提出された排出枠に不足があった場合の行政処分として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①不足分の排出枠×規定額（最大で排出枠オークション平均価格の110%）の支払いと、</li> <li>②次年度に今期不足分の排出枠の提出が求められる。課徴金の支払期限は次年度の1月31日であり、期日まで支払われなかった場合は、遅延に対する課徴金（年利20%又はそれを下回る利率が別途定められた場合はその利率）が発生する。</li> </ul> </li> <li>排出枠が全く提出されなかった場合は、最大で排出枠オークションの基準平均額の200%に相当する課徴金が科せられる。この際、次年度に今期不足分の排出枠の提出は不要。支払期限は上記と同様。</li> <li>その他、民事・刑事的な処分もあり得る。</li> </ul>
外部クレジットの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書のクレジット（CER、ERU、RMU）の活用を認める。AAUは、別途法令で規定しない限り活用できない</li> <li>他国又は他地域で発行された排出枠など、京都議定書以外の外部（国際）クレジットも活用できる。</li> <li>オーストラリア政府が発行した排出枠を海外に輸出することは、制度の施行当初は禁止される。</li> </ul>
税制上の扱い	<p>①所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出枠の購入費用は、その排出枠が転売又は償却されるまで控除対</li> </ul>

	<p>象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 排出枠の販売による収入は課税対象</li> <li>- 年度の初めと終わりの価値の差額に関して、①価値が上昇した場合は課税所得、②価値が下落した場合は控除分とみなされる。</li> <li>- 納税者は初年度の終わりに所有する全ての排出枠価値の査定の際に、購入価格又は市場価格のどちらを適用するか選ぶことができる。</li> <li>- 上記に関して、2015-16年度前に一度変更される可能性があるが、納税者の査定方法の選択権は引き続き適用される。</li> <li>- 制度参加者が課税所得を減らす以外の目的で排出枠を償却した場合でも、排出枠の購入費用に対する控除規定は適用外となり、控除分が課税所得とみなされる。</li> </ul> <p>②GST (物品サービス税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 排出量取引は GST の対象となる。</li> </ul>
<p>豪州気候変動基金 (Australian Carbon Trust) の設立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2009~2010 年度において、豪州政府が AS\$2 億を拠出し、豪州気候変動基金を設立。用途は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- キャップ・アンド・トレードによる影響、同制度導入による機会創出等に関する事業者向け情報提供 (AS\$2000 万)</li> <li>- 資本投資を対象とした事業者及びコミュニティ組織向け贈与制度 (AS\$8000 万)</li> <li>- 事業者やコミュニティ組織が行ってきたエネルギー監査、資本投資を含む事業者向けエネルギー効率改善戦略としての早期措置 (アーリー・アクション) に対する拠出 (最大で AS\$1 億)</li> </ul> </li> <li>• EITE 産業向け支援は行わないが、エネルギーコスト上昇の影響を強く受ける事業者等が対象。2009 年 7 月 1 日から支援開始。</li> </ul>
<p>豪州炭素基金の設立</p>	<p>家庭が直接同国の排出量削減や建物のエネルギー効率改善に貢献できるようにする。</p>

以上